**平成２８年（フ）第９４号**
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地５号棟1010号室、前住所堺市堺区大浜北町１丁５番８―1004号
債務者　北野　光三
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第１１７号**
堺市堺区大浜北町３丁９番12号
債務者　木田美津子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第１５４号**
福岡県太宰府市朱雀１丁目８番14号　プランドゥ五条Ｂ棟202号
債務者　与倉　彩花
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１６７号**
福岡県古賀市花見南３丁目３番10号
債務者　下川　盛夫
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１１号**
長崎県長崎市八つ尾町16番32号　菊村ハイツ202号
債務者　畑　真知子
1　決定年月日時　平成28年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第７号**
北海道岩見沢市４条東17丁目１番地３　しらかば団地２号棟105号
債務者　今野　忠幸
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２８年（フ）第７号**
福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯字諏訪山2945番地　諏訪山団地18号室、前住所福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯字滝下1739番地
債務者　樋田　公博
1　決定年月日時　平成28年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２８年（フ）第２５号**
静岡県富士市今泉７丁目６番６号
債務者　前林　六代
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
静岡地方裁判所富士支部

**平成２７年（フ）第１６６７号**
名古屋市南区呼続４丁目５番11号　パークハウス呼続Ｂ202号
債務者　伴　美鈴
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１８８７号**
愛知県海部郡大治町大字北間島字宮東８番地Ｍ’ｓメゾン202号
債務者　下川　真理
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第１４７号**
名古屋市中川区八神町５丁目１番地　県営八神住宅411号、従前の住所名古屋市中川区豊成町１番２―712号　豊成団地
債務者　齊藤　　明
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第３４号**
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字福塚前11番地１グローハイム１Ａ
債務者　日比野理江（旧姓川畑）
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２８年（フ）第３２号**
香川県高松市十川東町330番地１　クレイン88Ｄ棟201号
債務者　江口　由桂（旧姓森島）
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２８年（フ）第１５５号**
福岡県春日市若葉台西４丁目125番地
債務者　吉野　美勝
1　決定年月日時　平成28年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１５７号**
福岡市城南区七隈３丁目10番46号、前住所福岡市城南区七隈４丁目22番29―205号
債務者　境野　廣重
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１６１号**
福岡市南区清水２丁目３番14号
債務者　尾上　一八
1　決定年月日時　平成28年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１６５号**
福岡市早良区飯倉６丁目19番６―103号
債務者　平嶋　裕輝
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部